

令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体、改造又は補修工事のうち、事前調査に関して資格が必要となる工作物の種類と資格の種類は下表のとおりです。

＜対象工作物及び事前調査の資格＞

区分	対象工作物	事前調査のための資格の種類
特定工作物 (右欄の①～⑯)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	•工作物石綿事前調査者 •一般建築物石綿含有建材調査者 •特定建築物石綿含有建材調査者 •日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
特定工作物以外の工作物	上記①～⑯以外の工作物(※) ※塗料、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業を伴うものに限る。	の内、いずれかの資格